

財 関 第 2 6 2 号
令和 3 年 3 月 3 1 日

各 税 関 長 殿
沖縄地区税関長 殿

関 税 局 長 田 島 淳 志

関税法基本通達等の一部改正について

関税法基本通達（昭和47年 3 月 1 日蔵関第100号）等の一部を下記のとおり改正し、令和 3 年 4 月 1 日（ただし、下記第 2 及び第 9 については、同年 7 月 1 日）から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第 1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙 1－1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改め、13の 4－3 の〔計算例〕を別紙 1－2 のように改める。

第 2 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙 2「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第 3 関税定率法基本通達（昭和47年 3 月 1 日蔵関第101号）の一部を次のように改正する。

別紙 3「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第 4 特例法基本通達（昭和47年 3 月 1 日蔵関第103号）の一部を次のように改正する。

別紙 4「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第5 とん税及び特別とん税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第104号）の一部を次のように改正する。

別紙5「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第6 条約等基本通達（昭和47年3月1日蔵関第106号）の一部を次のように改正する。

別紙6「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第7 税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）の一部を次のように改正する。

（Ⅰ 税関様式の一部改正）

次に掲げる様式をこれに対応する別紙7－1に掲げる様式に改める。

税関様式C第1100号	税関様式C第8060号
税関様式C第1105号	税関様式C第8070号
税関様式C第1106号	税関様式C第8080号
税関様式C第1107号	税関様式C第8090号
税関様式C第1108号	税関様式C第9014号
税関様式C第2030号	税関様式C第9015号
税関様式C第3170号	税関様式C第9030号
税関様式C第3175号	税関様式C第9120号
税関様式C第3195号	税関様式C第9123号
税関様式C第5360号	税関様式C第9130号
税関様式C第5450号	税関様式C第9160号

（Ⅱ 記載要領及び留意事項の一部改正）

別紙7－2「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第8 関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）の一部を次のように改正する。

別紙8「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第9 特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成19年3月31日財関第418号）の一部を次のように改正する。

別紙9「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げる

ように改める。

第10 関税評価に関する取扱事例について（平成19年6月26日財関第876号）の一部を次のように改正する。

別紙10「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第11 輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）の一部を次のように改正する。

別紙11－1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改め、別表を別紙11－2のように改める。

第12 関税の免除を受ける航空機部分品等の納期限延長について（平成31年3月29日財関第435号）の一部を次のように改正する。

別紙12「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。